

尼崎市住宅宿泊事業に関する条例施行規則を公布する。

平成30年3月14日

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市規則第6号

尼崎市住宅宿泊事業に関する条例施行規則

(この規則の趣旨)

第1条 この規則は、尼崎市住宅宿泊事業に関する条例（平成30年尼崎市条例第19号。以下「条例」という。）第4条、第5条第1項から第4項まで及び第7条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(条例第4条第1項の規則で定める書類)

第2条 条例第4条第1項の規則で定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 実施同意に係る対象住宅に係る建築物及び当該建築物の敷地境界線からの水平距離100メートル以内に存する施設で条例第3条第1項第2号に規定するものの位置が示された図面
- (2) その他市長が必要と認める書類

(実施同意に係る住宅宿泊事業の期間の変更の届出)

第3条 条例第4条第2項の規定による届出は、実施同意に係る住宅宿泊事業の期間に変更があった日から7日以内に住宅宿泊事業期間変更届出書により行わなければならない。

(説明書類の交付)

第4条 条例第5条第1項の規定による説明書類の交付は、事業開始届出を行おうとする日の7日前までに行わなければならない。

2 条例第5条第1項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 事業予定者の商号又は名称及び主たる事務所の所在地（個人にあっては、氏名及び住所）並びにその連絡先
- (2) 事業予定者が未成年者である場合にあっては、その法定代理人の氏名及び住所（法人にあっては、その商号又は名称及び主たる事務所の所在地）
- (3) その対象住宅の所在地（当該対象住宅が条例第5条第1項に規定

する共同住宅における住戸である場合にあっては、当該住戸の居室番号その他当該住戸を特定するための記号等を含む。）

- (4) その対象住宅の各居室の宿泊定員
- (5) その住宅宿泊事業の期間
- (6) その住宅宿泊事業の実施を開始しようとする日
- (7) 住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号。以下「法」という。）第11条第1項の規定による住宅宿泊管理業務（法第2条第5項に規定する住宅宿泊管理業務をいう。）の委託（以下「管理業務委託」という。）をする場合にあっては、その相手方である住宅宿泊管理者（同条第7項に規定する住宅宿泊管理者をいう。以下同じ。）の商号又は名称及び主たる事務所の所在地（個人にあっては、氏名及び住所）並びにその連絡先
- (8) その他市長が必要と認める事項

（変更説明書類の交付）

第5条 条例第5条第2項の規定による変更説明書類の交付は、次に掲げる区分に応じ、当該号に定める日までに行わなければならない。

- (1) 条例第5条第2項第1号に該当するとき 当該号に規定する事項を変更しようとする日の7日前の日
- (2) 条例第5条第2項第2号に該当するとき 当該号に規定する事項を変更した日の7日後の日

2 条例第5条第2項各号列記以外の部分の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 住宅宿泊事業者又は事業予定者の商号又は名称及び主たる事務所の所在地（個人にあっては、氏名及び住所）並びにその連絡先
- (2) 前条第2項第3号及び第7号に掲げる事項
- (3) その他市長が必要と認める事項

3 条例第5条第2項第1号の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 住宅宿泊事業者又は事業予定者（管理業務委託をする場合にあっては、その相手方である住宅宿泊管理者を含む。）の連絡先
- (2) 事業予定者にあっては、前条第2項第6号に掲げる事項

(3) その他市長が必要と認める事項

4 条例第5条第2項第2号の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 住宅宿泊事業者又は事業予定者の主たる事務所の所在地（個人にあっては、住所）
- (2) 住宅宿泊事業者又は事業予定者が未成年者である場合にあっては、その法定代理人の氏名又は住所（法人にあっては、その商号若しくは名称又は主たる事務所の所在地）
- (3) 管理業務委託をする場合にあっては、その相手方である住宅宿泊管理業者の商号若しくは名称又は主たる事務所の所在地（個人にあっては、氏名又は住所）
- (4) その他市長が必要と認める事項

（条例第5条第3項の規則で定める書類）

第6条 条例第5条第3項の規則で定める書類は、住宅宿泊事業について近隣住民から質問又は意見があった場合における当該質問及びこれに対する回答の内容又は当該意見及びこれに対する見解の内容を記載した書類とする。

（変更説明書類の交付に係る書類の提出）

第7条 条例第5条第4項の規定による書類の提出は、同条第2項の規定による変更説明書類の交付を行った日から30日以内に行わなければならない。

2 条例第5条第4項の規則で定める書類は、前条に規定する書類（前項の変更説明書類に係るものに限る。）とする。

（施行の細目）

第8条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行について必要な事項は、主管局長が定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第3条、第6条及び第7条の規定は、平成30年3月15日から施行する。